

第1回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年3月1日 午前9時
浜田市役所4階 講堂 ABC

坂田
事務局長

おはようございます。ただいまから、農業委員に任命されます皆様方に辞令交付を行います。お名前をお呼びしますので、前にお進みの上、お受けくださいますようお願いいたします。

それでは市長、登壇願います。

(久保田市長 登壇)

坂田
事務局長
久保田市長

大谷 和義 様

辞令書、大谷 和義殿、浜田市農業委員会委員に任命する。
任期は平成33年2月28日までとする。

平成30年3月1日 浜田市長 久保田章市

坂田
事務局長

以下、発令内容を省略し、お名前のみ申し上げます。

佐々木京子様、原田 義一様、林 秀司様、松山 純久様、
三明多佳志様、岡本 健治様、柿元 信次様、佐々岡常喜様、
渡邊 弘登様、青葉 真様、宮崎 龍生様、岡本 嗣喜様、
徳田マスエ様、廣瀬 康友様、川本 聖光様、玉田 一様、
三浦 博文様、渡辺 弘之様

坂田
事務局長

以上をもちまして辞令の交付を終了いたします。

それでは、ただいまから平成30年、第1回浜田市農業委員会総会を開催いたします。なお改選後、最初の総会は農業委員会等

に関する法律第 27 条の規定により、市長が招集いたしました。

それでは総会次第により、浜田市長 久保田章市がごあいさつ申し上げます。

久保田
市長

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま19名の方々に農業委員としての辞令を交付させていただきました。農業委員会制度も、今般大きく変わり、公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することになりました。皆様方は、団体推薦や応募により申し込まれ、先の12月議会において議会の同意を得たところです。また、農業委員の業務も「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」などのいわゆる「農地利用の最適化」が新たに必須業務となりました。浜田市におきましても、皆さまご承知のとおり、生産者の減少や高齢化が進行し、また有害鳥獣被害などにより、耕作放棄地が増加しており、「農地利用の最適化」が重要な課題であります。これらの課題を解決するには農業委員会は基より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様が地域の関係機関と連携を一層密にし、取り組んでいくことが重要です。現場の実態を熟知されている農業委員の皆様のご支援が、農地利用の最適化を進めていくに当たり不可欠であり、その情熱と実行力に期待をしています。委員の皆様には今後とも、本市の農業の中核となる担い手の育成、農地の担い手への集積、遊休農地の解消、集落営農、農業法人化の推進等にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。浜田市農業委員会のますますの発展と農業委員の皆様方のご健康とご多幸をご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞ3年間宜しくお願い申し上げます。

坂田
事務局長

ありがとうございました。なお市長は所用がありますので、ここで退席させていただきます。

(久保田市長 降壇)

坂田
事務局長 なお、本日は仮の議席として自治区別でお名前が「あいうえお」順にご着席いただいておりますので、ご了承ください。

それでは引き続き、総会次第4の臨時議長選出に移ります。臨時議長につきましては、過去の例によりますと年長者の方をお願いする形をとっております。今回もこれに従い、臨時議長の選出に入りたいと思いますが、あらかじめ最年長者であります、弥栄の廣瀬委員に臨時議長の就任をお願いしております。皆様方、ご承認いただけますでしょうか。

全 委 員 (拍手)

坂田
事務局長 ありがとうございます。それでは、廣瀬委員よろしくお願います。

臨時議長
廣瀬委員 皆さん、おはようございます。ただいま、臨時議長に選出いただきました廣瀬でございます。なにぶん不慣れでございますので皆様のご協力を得ながら臨時議長を務めさせていただきますので宜しくお願ひ申し上げます。

臨時議長
廣瀬委員 それでは、議事に入ります。議事日程第1、浜田市農業委員会会長の互選についてであります。互選の方法について、前回は各自治区からそれぞれ、1名ずつ選考委員選を出していただいて、選考委員による推薦でありましたが、今回の選考方法について、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。どのようにしたらよろしいでしょうか。

委 員 特段、決まりがないのでしたら人数も多いですし、この場で推薦なりするのはどうでしょうか。

委 員	(賛成。の声)
委 員	(やり方について問題がないのなら、良いと思います。)
臨時議長 廣瀬委員	今までの通りでなく、この場で決めたら良いのではないかといった意見がありますが、どうでしょうか。他にもご意見がありましたらお願いします。
委 員	スムーズに皆さんの意見が集約できれば全員の選出でいいですが、時間がかかるようであれば選考でいいと思いますが…。私は、この場で選んでいただいた方が皆さんに周知も出来るし、良いと思いますがどうでしょうか。
臨時議長 廣瀬委員	他によろしいでしょうか。(はい) それでは、適任の候補をあげて下さい。立候補される方はおられませんか。
委 員	私も3年間、委員をさせていただきましたが、その中で、これまでの原田会長が、会長として素晴らしい実績でございますし適任ではないかと、引き続いてだご苦勞かと思いますが、やっただければとご推薦させていただきたいと思います。
全 委 員	(拍手)
臨時議長 廣瀬委員	それでは、前任の原田会長にもう3年間お願いしたいと、全委員の推薦をいただきましたので、お願いしたいと思いますが、原田さんよろしいでしょうか。
原田委員	はい。わかりました。
全 委 員	(拍手)

臨時議長
廣瀬委員

ありがとうございます。それでは拍手を持って決定しました。
それでは、次に、会長代理を決めたいと思います。どなたか立候補はありますか。

委 員

会長の一任で決めてもらうのはどうでしょうか。

原田委員

そういう訳にはいかないと思いますので、皆さんでどうするかを決められた方が良くと思いますが。

委 員

岡本委員はどうでしょうか。

臨時議長
廣瀬委員
全 委 員

今、岡本委員という意見が出ましたがどうでしょうか。

(拍手)

臨時議長
廣瀬委員
岡本委員

それでは岡本委員、よろしくお願いします。

はい。他にはやられる方はおられないのではよかね(笑) それでは、会長が欠席の場合などできる事はさせていただきます。

全 委 員

(拍手)

臨時議長
廣瀬委員

ありがとうございました。皆さまのご協力により、会長、会長代理がスムーズに決まりました。ありがとうございました。

全 委 員

(拍手)

臨時議長
廣瀬委員

それでは、ここから会長と臨時議長を交代いたします。ご協力いただきありがとうございました。

(臨時議長、自分の席へ着席)

(新会長、議長席へ着席)

会 長

それでは失礼いたします。新しい委員の方もおられますが、この度、会長を受けることになりました、浜田自治区出身の原田でございます。浜田でも西の方の周布出身でございます。ひとつよろしく申し上げます。先ほど、市長の方から辞令をいただきまして、19名の農業委員が誕生した訳でございますが、既に皆さんも農業委員の業務は十分に把握されていると思いますし、後ほど、農地利用最適化推進委員の方の委嘱もある訳でございますけども、18名おられまして合わせて37名ですか、いわゆる農業委員会が3年間ある訳でございますけれども、市長のあいさつにもありました様に、特に今回農業委員会に求められていることは、農地の最適化が一番のポイントとなることと同時に、担い手等こう言ったものも作る様にといった指示でございます。いずれにいたしましても、農業委員と最適化推進委員が原型を保ちながら、浜田市の農業、農地を守るという意味合いで、3年間活動したいと思っております。ふつつかな会長ではございますが、皆さま方の叱咤激励を受けながら向こう3年間務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。更に、県の農業会議の問題もある訳でございますが、これについては江津市との協議も残っております。今、私は2期ほど〇〇委員として出ておりますが、今からにつきましては、江津と協議をした中で今からの農業〇〇委員のことについては検討して参りたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

会 長

それでは、座って進めさせていただきます。

議事日程第3、議席の決定について、浜田市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、委員の議席番号をくじにて定めま
す。事務局からの提案をお願いします。

協議会委員を選出します。

事務局からの説明をお願いします。

坂田
事務局長

浜田市農業委員会運営協議会につきましては、総会資料9ページに内規を掲載しておりますのでご覧ください。その内規第3条により運営協議会の構成について規定されております。先ほど、会長と会長職代理は決定いただきました。ここで「会長が農業委員の内から推薦する者」とありますのは、各自治区1名ずつの計5名を選出いただきたいと思います。それぞれご相談の上、選出をお願いいたします。

会 長

ただいま、事務局から説明がありました。それでは皆さま、自治区ごとにご相談をしていただき、協議会委員1名の選出をお願いいたします。

全 委 員

(自治区別、選任委員で相談)

会 長

それでは、お決まりでしたら浜田自治区からご発表をお願いします。

委 員

浜田自治区は、三明多佳志委員です。
金城自治区は、佐々岡常喜委員です。
旭自治区は、宮崎 龍生委員です。
弥栄自治区は、徳田マスエ委員です。
三隅自治区は、渡辺 弘之委員です。

会 長

ありがとうございました。これで会長、会長代理を含め、7名の協議会委員の皆さまが決まりました。委員の皆さまよろしくお問い合わせいたします。

会 長

次に議事日程第6、浜田市農地利用最適化推進委員の選任につ

いて事務局からの説明をお願いします。

事務局

農地利用最適化推進委員の選出についてでございますが、新しい推進委員の方は、農業委員会で選考しまして、決定につきましては新農業委員ですという事になっていきますので、今回この場で、推進委員の選任についての議決をいただきたいと思っております。資料につきましては、別冊で農地利用最適化推進委員選任の規則というものと、推進委員の推薦状況、応募状況という事で用意しております。人数的には推薦が6名、応募につきましては12名、合わせて18名でございました。一度、農業委員と一緒に1ヶ月間、公募したのですが、農業委員の方は公募期間に19名の方の応募なり、推薦がありましたが、推進委員の方は、その期間内では16名の応募しかありませんでした。ですので、推進委員に限っては2週間ほど公募の期間を延長しまして、その2週間の間に残りの2名の方の応募がありましたので、18名になったところで公募を締め切り、この18名の方に推進委員につきまして、委嘱をすることの許可をいただきたいという事でございます。以上です。

会長

以上で、浜田市農地利用最適化推進委員の選任についての説明が終わりました。この件につきまして、皆様方からご意見ご質問等がありましたらお願いします。ございませんか。

それでは農地利用最適化推進委員の選任につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員

～全委員、挙手～

会長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

それではここで、浜田市農地利用最適化推進委員の方々に委嘱状の交付を行います。委嘱状準備のため少しお時間をいただきました

と思います。その間、暫時休憩といたします。
事務局の方、準備をお願いいたします。

(暫時休憩)

坂田
事務局長

それでは皆さま、時間になりましたので、総会次第第6の農地
利用最適化推進委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。
お名前をお呼びしますので、前にお進みの上、お受けくださいま
すようお願いいたします。

坂田
事務局長
会 長

神田 進様

委嘱状 神田 進 様

浜田市農業委員会 農地利用最適化推進委員を委嘱する。

任期は平成33年2月28までとする。

平成30年3月1日 浜田市農業委員会会長 原田 義一

坂田
事務局長

以下、発令内容を省略し、お名前のみ申し上げます。

河野 恒弘様、近重 邦昭様、挾間 延雄様、永見 繁廣様、
前田 正典様、岡堂 正顯様、小谷 保雄様、原田 和義様、
岡本 貞文様、田村 邦麿様、橋本 安延様、小松原常雄様、
三浦 寿紀様、岡田 勝様、小川 明人様、斎藤 久行様、
野上 省三様

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

坂田
事務局長

それでは、ここで全委員揃われましたので、事務局職員を紹介
させていただきます。

坂田
事務局長
河野係長

(あいさつ)

(あいさつ)

中村事務
手島事務

(あいさつ)

(あいさつ)

坂田
事務局長

次に委員の皆さまの自己紹介をお願いいたします。本日は仮の議席として自治会別に農業委員・推進委員順で名前が「あいうえお」順にご着席いただいております。席の順番にお名前、自治区や地区名などを自己紹介ください。では会長からお願いします。

全委員

(一人ずつ自己紹介)

坂田
事務局長

皆さま、ありがとうございました。

会長

それでは、続きまして総会次第7のその他について、事務局の説明をお願いします。

坂田
事務局長

ここからは、推進委員の方にもご参加いただきながら、総会を進めさせていただきます。

総会次第7その他①、農業委員会関係条例の確認についてご説明いたします。総会資料5、6ページに「農業委員会等に関する法律」の抜粋を掲載しております。また、総会資料7、8ページに「浜田市農業委員会総会会議規則」、総会資料9ページに「浜田市農業委員会運営協議会内規」、総会資料10ページに「浜田市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員研修会費内規」、総会資料11ページに「浜田市農業委員会慶弔内規」をそれぞれ掲載しております。これらについて、ご一読いただきますようお願いいたします。この中で、総会資料10ページの「浜田市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員研修会費内規」に掲載されております研修費につきましては、毎月1,500円となっており、4月と10月に6カ月分、9,000円を集金させていただきます。平成30年度前期分については、4月に予定しております、第3回総会の折に集金させ

ていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、今日から農業委員会は農業委員、推進委員の体制に移りますが、いままでの農業委員会との違い、委員と推進委員の業務について事務局から説明をさせていただきます。

事務局

資料は「農業委員会の改革」と表題があるもので説明させていただきます。なにぶん、時間もあまりありませんので、概略的なことになると思いますが、今までとの違い等をご説明できればと思っております。これまでもお話しさせていただいたと思いますが、農業委員会は農地の売買、転用、非農地証明といったものの農地法に係る許可権限、審議をしております。これが主でございます。それ以外では、農地パトロールという事で、これがなかなか大変ではございますが、農地の集積などに役立てる任意業務という様なことでやっておりました。しかし、平成28年4月より法律が施行され、農業委員会の任務として最も重要なことはこれまでの許認可等ではなく、農地利用の最適化が農業委員会の最も重要な任務になりました。浜田市の場合は、昨日まで旧体制でございましたので、本日より新しい法律に則ってやっていくという事になります。資料の方、見ていただきますと、先ほども言いました農地利用の最適化という事で、これは何かと申しますと①、②、③担い手への農地利用、集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進等を農業委員会の方でやっていくという事になっております。今までは任意業務でしたが、これからは必須業務になるという事です。資料の次ページを見ていただきますと、これは全国農業会議のものですが、農業委員と推進委員の業務の役割分担例が書かれたものでございます。国の方では、先ほどの許可権限はもちろんです。農地の最適化もしなければならぬという事で、新たに最適化推進委員と言うものを作り、その方々に最適化をお願いしようという事でございます。農業委員は今まで通り許可権限等をしてもらうと言った考えの様でございます。それで、総会などの許可権限等であれば人数もこれまでの

半分で良いのではないかといった趣旨で、推進委員は総会等には出席しなくても良いので、現場活動に尽力して欲しいという事のように。しかし、中々現場の方は厳しいという事もありまして、浜田市では農業委員、推進委員をあまり分けてやることなく、現場にも総会にも、農業委員、推進委員で分けることなく皆で出向いて一緒にやっけて行こうという風に考えております。役割分担例の中で一番の違いと言うのは、①総会での許可の決定と言うもので、これについては農業委員のみになるという事です。推進委員は、意見は発言できますが決定権がないという事です。あとは最適化の指針、計画ですが、これも意見は言えますが、決定するのは農業委員です。利用状況調査、意向調査…私たちは農地パトロールと言っていますけれど、そう言ったものは農業委員も推進委員もどちらもやるという事で、それほど違いはない様に思います。各委員会で違うとは思いますが、浜田市ではこのような形で席の方も、隣にセットで並んで座っていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひします。報酬の方も、農業委員の方が金額が高いという事はなく、農業委員も推進委員も同じようにしておりますので、それで活動していただければと思っております。それから、資料の方に添付しております「農地最適化推進委員にお願いしたい事」とありますが、これは農業委員も同様にこういった活動もしていただきたいと思っておりますので、ご一読していただければと思ひます。これからは人と農地のマッチングとかいう事で、要するに農家の方に話をして、農家の方の意向等を集約するという事でございます。そして農地の集約等の情報を農地中間管理機構等に常に流して集積を勧める、あるいは遊休農地の発生防止や集落営農を起ち上げるなどの助言等をしていくと言うのが目的です。なかなか、口で言うのは簡単ですが、実際にやるのは難しいと思ひますが、積極的にやっけて行くという事でございます。浜田市の人・農地プランと言うので出てはいますが、それも積極的にやっけていただきたいと思ひます。浜田市には農林振興課、農林業支援センターと言うものがありまして、担い

手との関係は新規就農者、それから新しく農業をしたいと言う方がおられた場合の支援等を支援センターの方でやっておられます。相談に乗ったり、こういう政策もありますよと話を聞いたり、一緒に現場を見に行ったりといった事をやっておりますので、こういった事をこれからは、農業委員、推進委員も職員と一緒に出向いていただいて、お話等を聞いていただければ良いのかなと思っておりますし、中山間地の集落協定なども現地の確認を秋くらいに、農林課の職員がしておりますが、こういったのも今度からは農業委員、推進委員も一緒に現場の確認等に行っていただければと考えております。具体的なことはこれから詰めて行きたいと思っておりますが、またご説明はさせていただきたいと思っております。今日のところは、そこまでは考えておりませんので、とりあえず後日、提案させていただきたいと思っております。今のところ考えているのが、農地パトロールといった利用状況調査があるのですが、今までは8月ごろに実施することになっているのですが、うちの場合は8月から10月の終わりごろまでにやって下さいとなっております。提出はその時期なのですが、年間を通じて実施していただくと言うことを考えております。こちらも農業委員と推進委員がセットで考えて計画的なものを作っていただいてやって行くことを考えております。それから国の方では、こう言った新たな業務に対して、今までの農用委員の方にお支払いしていた固定給の他に、最適化交付金と言うものを支払われるという事になるそうです。これは1日活動をすれば、一人、1ヶ月6,000円を毎月支払うという事です。その上、集積が100%出れば、一人、1ヶ月14,000円支払われるという事で、遊休農地の解消が目標に比べて100%になれば、これも14,000円支払われるので、どちらも100%解消できれば、毎月28,000円支払われる事になります。この活動は、今後活動記録が必要になります。なので、これからは最適化の活動をしていただいた場合は常に、こまめに記録をしていただきたいと思います。書式の方は、また改めて提示させていただきたいと思います。なにぶん何時間活動したかという事を出してい

ただかないといけなくなりますので、最適化の活動をされた場合は、何時から何時までどの様な活動をしたとか、誰と話をしたとか、現場の確認をしたとかの報告等を常にさせていただきたいので、毎月提出していただきたいと思っておりますので、その辺のご協力をお願いしたいと思っております。その他の業務の方は今まで通りやっていくのですが、やはり最適化については、他の市町村は、合併の関係もあって、7月ころから新体制になっているところもありますが、なかなか主だった活動は出来てないのが現実のようです。松江市などは全国から注目されるように仕組みを作っておられますけども、なかなかそういうことを簡単に真似してできるかと言え、そうはできないと思うので、無理のない出来ることから少しずつですが、浜田としてはやって行きたいと思っておりますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。

私の方からは以上です。

会 長

ただいま、その他について事務局方から説明がありましたが、これらについて、皆さま方から聞いてみたいことがありましたらお願いします。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

16番、大谷です。今、事務局の方から日当という事で説明がありましたけれども、これは1日6,000円と言う説明であったように思いますが、これは例えば半日やったとか、2時間やったとかそういう場合については、今の説明で分かりにくかったので1日と言う単位についてちょっとお聞きしたいと思えます。

事 務 局

はい。国が言うのはですね、1日やれば6,000円と言う言い方しかしておりませんから、それは市町村で考えてくださいと言うことでありまして、いろいろ考えてやっておられますが、浜田市は時間で行きます。1日は8時間の計算で行きますので、その月8時間活動されれば1日、16時間活動をされれば2日という風に、とに

かく時間で行きます。それで、国の方は一人と言うのですが、農業委員会に対してという言い方をしております。ですので、極端な話それが限度だということなので、やる人は何日分ももらえません。一人1ヶ月で12ヶ月と言うことなので、6,000円の12ヶ月が限度なので、浜田市で言うと37人の12ヶ月の1日。これが限度ですという言い方です。だからやる人は36日分もらえるし、やらない人は年間で3日分しかもらえないとかが出てきます。だから1人、12ヶ月が限度ではないということなのです。毎月毎月、5日間分くらい活動をしていれば、5日分、全部をその人がもらえる可能性があります。ちょっと説明が難しいのですが、農業委員会に活動した日数分がもらえるという言い方になります。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

限度は決まっているんですね。

事務局

限度は決まっております。37人の12ヶ月です。37×12ヶ月の日数は農業委員会に対して見てもらえるという事です。今、ちょっと電卓がないので幾らになるかは計算出来ませんが…。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

それかける6,000円ですか？

事務局

そうです。それが限度になります。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

それが限度なのですよね。限度額が決まっているんですね。だから今言われた説明で、合計がそれ以上になったら…。

事務局

なった場合は、時間で割らせていただこうと思っております。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

だから限度額が決まっているから、皆さんの時間がそれ以上になったら時間単価が下がるという事ですか。

事務局

そうです、時間単価が下がることになります。ですので活動をされなかった方は0円ですし、たくさんやった人はいっぱい出ますが、先ほども言いました様に市としての限度がありますので、もらった金額を皆さんがやったものを時間で単純に割ろうという風に思っておりますので、6,000円と言うのも限度で組んでいますが、6,000円が4,000円になるかも知れません。その辺はちょっとわかりません。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

という事は、年度末でないと出ないと言う事ですか。

事務局

そうです。この最適化交付金と言うのは、国からの支給が年度末ですので、年度末に入ったのを最後に皆さんの方へ出します。なので、実績ですね。あとは成果が出ればですけども、これは集積に農業委員や推進委員が係わった場合に、その面積をカウントするという言い方をしておりますので、この辺はまた提示をしたいと思っておりますけれども、今後、利用権設定の際には農業委員、推進委員も積極的に絡んで行っていただいて、やって行くようにしていきたいと思っております。今考えているのが、他の町村では利用権設定の際に、農業委員、推進委員の名前を書いて印鑑を押しってもらうという様なことをやっておられるところもありますけれども、また運営協議会等で協議してから皆様に提示したいと思っておりますが、土地の利用者の方に一筆書いてもらう方法を検討しているところです。この農業委員の方が利用権設定を斡旋していただいたという様なことを一筆書いていただいた利用権設定については、面積にカウント出来るという様なことになっておりますので、その仕組みについてはまた今後、きちんと固めてから皆様の方へ提示したいと思っておりますが、なにぶんこちらも

初めてでございますし、難しいこともあるのですが、その辺皆さまの方へは業務的に常に記録を付けていただく事や、利用権設定の際には地権者の方にちょっと一筆書いてもらうように、仕組みを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ちなみに浜田市は、目標の面積が担い手への集積が、26haくらいという風に県から来ておりますので、集落営農や認定農業者等に農地を農業委員、推進委員が仲介してやった場合、係わった場合にはその面積がカウント出来ます。ですので、極端な話、担い手には認定農業者などの利用権設定の時には、一緒に話をして何とか係っていただいてカウントする仕組みに持って行きたいという風に思っておりますのでよろしく願いいたします。遊休農地については、農業委員が係ってという様な証拠のようなものはいらないということなので、ここはちょっと難しいのではないかと思っています。集積に関しては農業委員が係わった農地が、集積になった場合でないとダメですので、その辺については一筆書いてもらうという事で、これで100%は行かないまでも、80%くらい取れるのではないかと思っているのです、ご協力の方をお願いしたいと思っております。

会 長 大谷委員、よろしいでしょうか。(はい)
 その他、ございませんか。

第 5 推 (小川 明人 推進委員)
 5推、小川です。今、毎月活動記録を報告すると言われたのですが、その用紙等はまた別に配られるのですか。

事 務 局 はい。今度の総会で様式、用紙は準備したいと思います。本来なら、今日お渡しできれば良かったのですが、時間がありませんでしたので提示出来ておりません。さし向きこちらの中の活動用紙でもいいので、付けておいていただければと思います。何時から何時までやったという感じで、何時何分までとは言いませんの

で、大体9時から10時までとかそういう風なのを自分の手帳でも何でもいいです、何か言われたときにどこで何をして、どのような話をしたと言うようなことがわかる様なことを、これからは常につけておく必要があると言うことを認識しておいてください。時間がなくてちょっとその辺が出来てなくてすみませんでした。

会 長 それでは小川委員よろしいですね。(はい)
 他にはございませんか。

第 1 推 (前田 正典 推進)
 すいません、身分証明書というのがありますよね、これに写真を貼るようになっていますが、写真は貼らないといけないのですか。それと研修費用とかいうのがありますよね、1,500円とか言うのが。それは何に使われるのでしょうか。

事 務 局 はい。またちょっとあとで話はしようと思ったところですが、写真はどちらでもいいです。極端な話、身分証明書にはなるので、通常は写真がないと身分証明書にはならないので、全然身分証明として使わないと考えておられれば、別段貼らなくても良いかなとは思っております。それから研修会費ですが、これは農業委員の業務等についてという事で触れておりますけれども、一応農業委員の活動の一環として全国農業新聞を取ると言う事になっております。月に700円ですが、これが主になっております。それと慶弔費、不幸などがあった場合に、そこから農業委員会として見舞金等を出したりする際に上げています。ですので、その写真も強制ではないのですが、一応身分証になるので使われている委員もおられるという事をお聞きしましたので、付けておりますし、今回提示しているのは、事務局の方で保管しているもので、もちろん新しい委員の方は写真がありませんので、こちらの方で撮影しますので、お帰りの際に事務局に寄っていただければと思います。ただ、すぐには印刷が出来ませんので、また後日、写真

の方はお渡ししたいと思っております。ですが自分は、写真は要らないと言われる方については、それでも良いのかなと思っております。ですので、新しい委員の方は、写真を新しく撮りますし、既存の委員の方で保管してあったものではなく、新しく撮りなおして欲しいと思われる方についても、お帰りの際に事務局の方へ寄っていただければ、次の総会の際にお渡しできればと思います。それでご自分でお貼り下さい。

会 長

前田委員よろしいでしょうか。(はい)

第 18 推

(長見 繁廣 推進委員)

18推、長見です。私は初めて農地利用最適化推進委員に配偶したのですが、この役目と言うのが、今の遊休農地の発生防止、解消が必須業務だという事はよくわかるのですが、ちょっとお聞きしたいのが、農地所有者を訪問すると言うのと、8月に農地の遊休、あるいは耕作放棄地の管理、検査というのがあるのですが、これに関するどこの土地がどなたの土地だとか、どこまでが遊休農地になっているとかが、ちょっと分からないのでお聞きしたいです。勝手に入って何しているとか言われても困りますし。そう言った資料等はいただけるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

事務局

今、こちらで出しているのは土地の地番…農地の地番です。例えば、殿町〇番地・田んぼ・50㎡・名義が〇〇とか、納税している人が〇〇とかを付けてはいるのですが、そういった情報は一応お渡ししています。それと膨大な量ですが、地番図が入った地図を提示しております。それで今やっただいているのは、お話をされる方もいるとは思いますが、農地パトロールと称して勝手に土地を見ているという様な形、状況でございます。ですので、地図と固定の登記の情報を皆さまに提示して、そこを見ただいているという事です。

第 18 推

(長見 繁廣 推進委員)

分かりました。農地の地番とその所有者が網羅している資料を渡していただけるという事ですね。ただ、私皆さまのご存知の通り、中山間地の美川なのですが、みどり会と言うものを作って、整備を5年間ずつやっているのですが、これの農地の空いているもの、遊休になっているもの、放棄地、耕作者、地権者を調べるといのが、かなり大変で分からないの多いのですが、それが分かっている場合は非常に良いなと思うのですが。

事務局

はい。ですが、これが中々、現実と合わないと言うのがありますが…。あくまでも登記と税金を払っている人も出ます。亡くなっておられる方もおられますので、誰が税金を払っておられるかくらいは分かります。

会長

長見推進委員、よろしいでしょうか。(はい)

そう言った意味でも、手帳に写真でも貼っていれば、何をしているのかと聞かれた場合に、農業委員ですと証明出来ますからね。おいおいと分かると思いますが、いずれにしても研修会をですね、事務局にお願いして農業委員、あるいは最適化推進委員は何をどうあるべきかという事をやってもらうように思っておりますので、3月か4月か分かりませんが、出来るだけ早い時期に思っておりますので、その時に色々勉強していただいたり、質問したりしていただきたいと思います。

その他、何かございますか。

第 2 番

(岡本 嗣喜 委員)

2番、岡本です。すみません、先ほどの説明とだぶる所があると思いますが、もう一度確認したいと思います。活動記録については、受け持ちの範囲が広がっていると思います。今まで自分たちの知らないところで、利用権の設定等が行われる場合があって、この辺は行政としてのそういった仕組み作りを、我々農業委

員に係る仕組みをやっていただきたいという様なお願いと、もう一点、現地確認の時も、これは時間のカウントになるのでしょうか。

会 長 事務局お願いします。

事 務 局 現地確認は時間になりません。でも記録は付けておいていただければと思います。現地確認は集積とかそう言ったものではないのでダメです。今日、総会に来たというのも交付金の時間のカウントにはなりません。ただ、この総会で遊休農地の議題について話し合ったという様な事があれば、カウントしても良いという事です。総会議案の許可決定のために行ったと言うのは、集積とかそう言った活動には入らないという事になっております。

第 2 番 (岡本 嗣喜 委員)

総会ではどのような事ができるのか、私たちはここに臨んでみると分からない事がありますので、そこの辺りは事務局サイドで示していただきたいと今思ったのですが、とにかくこれから法が改正されて、色々な事が分かりつつあると思いますので運営委員会を少しばかり頻繁に行っていただいて、協議をして行く中で少しでも向上出来ればと思っております。以上です。

事 務 局 その辺は、事務局の方でも十分にやって行きたいと思っております。事務局もなにぶん、少ない人数と初めての事なので、まだ対応が出来てないというのが現実なのですが、今日運営協議会の委員も決まりましたので、まずは叩き台を運営委員会で計って叩いてから、それから皆さまの方に提示したいと考えております。その中で、今後のやり方等についても再度確認をしてやって行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 はい。それではそういった事で、ご意見等あるかと思っております

坂田
事務局長

が、先に進めさせていただきます。

その他のところの②農業委員の担当地区の設定につきまして、事務局の説明をお願いします。

説明の前に、今まで色々事務局側として、この制度の変更に
ついて詳細な部分の説明をしましたけれども、やはり経験がある
方は、ある程度イメージされると思いますけれども、初めての
方につきましては中々理解が進まないと思います。先ほども申し
ました様に、運営協議会を何回か開催する中で色々なことを決め
て行きたいと。県内も昨年あたりから先行して、新しい体制で進
んでいるところもありますけれども、まだ具体的に100%自信を
持って言える自治体は無いようです。浜田市としても今日からス
タートと言う形なので、ある程度のイメージでは説明は出来ませ
が、また決まったものは決まり次第、随時皆さまの方へ公開して
行って、この様になりましたと言う情報を伝えたいと思ってお
ります。やはり一番大事な部分というのは、現場への対応という事
なので、先ほどから何度も言いますが記録ですね、これの
記入の方は是非ともお願いをしていただきたいと思います。それ
で事務局の方ですが、職員ですが、私は兼務なのでありますが担
当は一人で頑張っております。実際に色々気が付いたことがあ
るかも知れませんが、遠慮なく言っていただいで、すぐの
対応は難しいかも知れませんが、何とかしようと思ってい
ますので、お気軽にご相談していただければという風に思ってい
ます。皆さま方もこの内容について、また資料の方の熟読の願
いをお願いします。何時でも結構ですので、分からない部分
につきましてはお電話をいただければ、何らかの対応をしたいと
思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、その他②農業委員の担当地区の設定について説明い
たします。各委員に担当していただく地区を割り振りいただきた
いと思います。推進委員の方につきましては、担当地区が決まっ
ておりますが、農業委員については担当地区が決まっておませ

ん。農業委員、推進委員がご一緒に自治区ごとにご相談していただき、決定いただきました内容をこれから事務局から配布する用紙にご記入の上、事務局にご提出ください。今後は基本的には農業委員と推進委員が2人でペアになって活動されることを想定しております。出来れば同じペアになっていただくのが良いと思いますが、場所によっては違うペアになることもあろうかと思えます。また場合によっては更に詳しい集落、町内単位での割り振りもあろうかと思えます。その場合は、担当委員のお名前の記入欄に、担当委員のお名前と一緒に、例えば「小国のうち深笹を除く」や「木都賀のうち西の郷を含む」などと具体的に記入いただきますと大変助かりますのでよろしくお願ひします。

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。それでは自治区ごとにご相談の上、担当地区について決まったものを事務局にご提出ください。

全 委 員 (自治区別に委員、推進委員一緒に相談)

会 長 それでは、それぞれ担当地区も決まったようです。
その他、事務局からありましたらお願ひします。

事 務 局 事務局からは5点お願ひします。

1点目は、第2回総会のお願ひです。第2回総会を3月23日(金)午前9時30分より予定しております。会場は、本日と同じ場所の浜田市役所4階講堂です。今回は通知文を直接お配りしましたが次回からは、開催日の2、3週間前に、皆さまへ郵送により開催通知を発送いたします。なお、今のところ推進委員の方にも出席していただく考えであります。当然都合等付かない場合もあると思ひますので、その際は欠席の連絡をいただけると助かります。

2点目は、個人情報保護についてです。今後、配布いたします

総会資料などについて、外部流出や置き忘れなどはありませんよう、個人情報保護にご協力いただきますようお願いいたします。

3点目は、来年度総会開催予定日についてです。来年度の総会開催日をお配りしております、開催予定表のとおり予定しておりますが、日程または会場については変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4点目は、農業委員の業務の説明についてです。総会終了後、今までの農業委員の業務について、事務局から説明いたします。お時間の許される方は、総会終了後、そのままお残り下さい。特に、今回初めて農業委員、推進委員に就任された方については出来れば出席をお願いします。

5点目は、新しくなられた方へのお願いです。今日から報酬や旅費についてお支払いをいたしますので、振込先を記入し提出してください。それで、申し訳ありませんが、支払いの関係で、3月6日までにはいただけると助かります。また現在、市役所関係で仕事をされている方は、今回の委員選出による臨時営業届の提出が必要と思われるので、後ほど用紙を取りに来てください。また報酬をお支払いする際に制度の方で、マイナンバーの確認が必要になっていきますので、該当の方は提出の方をお願いいたします。最後に、先ほども言いましたが、今回手帳を配布させていただいておりますが、事務局で保管しております写真を添付しておりますので、自分で貼ってお使いください。今回初めて農業委員、推進委員に就任いただきました方々には、顔写真を撮影させていただきますので、お帰りの前に事務局へお寄りください。

事務局からは以上です。

会 長

それでは全体を通しまして、ご質問等ございましたらお願いします。

委 員

来年度の総会予定表の中に、第11回が抜けております。

事 務 局

そうですね。間違っておりました。すみません。

会 長

その他ございませんでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして、第1回浜田市農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。

終了 午前 11 時 30 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員